

「霧島市『身寄り』がなくても 安心して暮らすための ガイドライン」策定をとおして

鹿児島県 霧島市 保健福祉部 すこやか保健センター
しもつまがり
主幹兼地域保健第3グループ長 下津曲聡子





●霧島市の概要



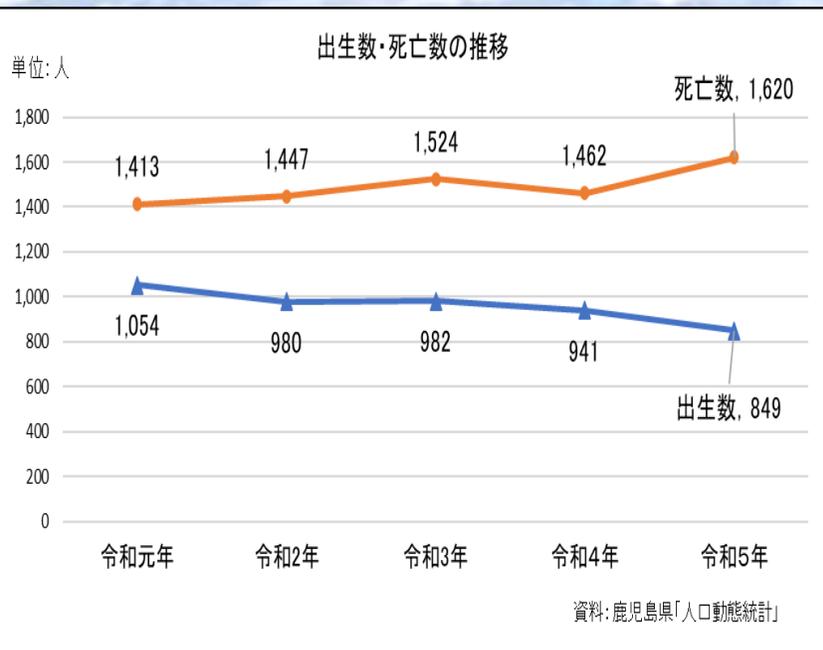
1 市制施行

平成17年11月7日 合併市町:国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町

2 位置・地勢

鹿児島県本土のほぼ中央部に位置し、北部は国立公園である風光明媚な霧島連山を有し、南部は豊かで広大な平野部が波静かな錦江湾に接し、湾に浮かぶ雄大な桜島を望む。また、霧島山系から裾野、平野部を経て錦江湾まで流れる清く豊かな天降川、その流域に広がる豊かな田園、そして山麓から平野部まで温泉群等を有しており、海、山、川、田園、温泉など多彩で豊かな地域である。

3 面積 603.17km² (県総面積の6.6%を占める)



地区	日常生活圏域数	R7.8.1現在	
		人口(人)	高齢化率(%)
国分	3	59,558	24.06
溝辺	1	7,495	33.10
横川	1	3,142	50.54
牧園	1	5,503	52.73
霧島	1	4,070	50.34
隼人	2	38,738	27.38
福山	1	3,979	49.56
合計	10	122,485	29.33



●霧島市の医療専門職の配置

(令和7年8月1日現在)

部	課	人数	担当業務
総務部	総務課	(会計年度任用職員)保健師 1名	職員の健康管理
保健福祉部	健康増進課	保健師 3名 管理栄養士 1名	健康づくり、予防接種、母子保健 各種がん検診、健康相談等の企画調整
	長寿介護課	保健師 2名 (会計年度任用職員)歯科衛生士1名 (会計年度任用職員)管理栄養士1名 (会計年度任用職員)作業療法士1名 (委託)理学療法士1名	地域包括ケア推進 認知症関連施策 介護予防、高齢者の一体的実施事業
	すこやか保健センター	保健師30名 (うち会計年度任用職員6名) 管理栄養士6名 (うち会計年度任用職員4名) (会計年度任用職員)歯科衛生士1名 (会計年度任用職員) 助産師1名	所長:統括保健師 第1G 成人保健、各種検(健)診、高齢者の一体的 実施事業 第2G 母子保健、予防接種 第3G 母子包括・こども家庭センター (育児休暇4名)
	障害福祉課	保健師1名 臨床心理士1名	障害者福祉に関すること 管理職:保健師
	生活福祉課	保健師1名	生活保護受給者の健康管理
	こども発達サポートセンター (国分保健センター内)	保健師 4名 (うち会計年度任用職員2名) (会計年度任用職員)公認心理師1名	発達に関する相談、支援
	こども・暮らし相談センター	公認心理師1名 保健師1名	児童福祉 生活困窮等福祉相談
	各総合支所	市民生活課	(会計年度任用職員)看護師5名 (各総合支所1名ずつ)

38人

ガイドラインのダウンロードについて

霧島市 身寄り



霧島市 Kirishima city website

ホーム < 暮らし 子育て 健康・福祉 消防・救急 防災 教育・文化 スポーツ まちづくり 産業・企業誘致

高齢者支援サービス

- 緊急通報装置整備事業
- 『身寄り』がなくても安心して暮らすために
- 『霧島界地域の絆プロジェクト』（第12弾）は中止になりました。
- 高齢者福祉サービスについて
- フレイル予防応援ページ
- 配食サービス活用事業（地域生活配食事業・自立支援配食事業）
- 霧島市いきいきチケット
- 介護保険ボランティア・ポイント制度
- 霧島市高齢者グループポイント事業
- 地域のひろば推進事業

『身寄り』がなくても安心して暮らすために

『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン

高齢夫婦のみの世帯や一人暮らし高齢者などの増加により、日常生活を営む上で、何かあったときに頼る人がいない、いわゆる身寄りがいない方が増加傾向にあり、その支援のあり方について全国各地で検討が進められています。

本市におきましても、令和5年9月末現在で65歳以上の高齢化率は市全体で28.7%、一部では50%を超える地区もあるため、各地区の民生委員や地域見守り支援員の皆様などによる活動や、福祉給食の配食事業における見守りなどにより、これまで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための環境の充実に努めてきたところです。

また、令和2年度からは、福祉事業に携わる方々が中心となり、始良地区医師会や社会福祉協議会などの関係機関と行政が協働で、情報交換や実態調査、研修会を重ね、「霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン」を作成しました。

ガイドラインについては、[一般社団法人サツマスタのホームページ（外部サイトへリンク）](#)に掲載されています。

霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン

霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン

★霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン【PDF】

★霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすために（リーフレット）【PDF】

★『身寄り』がなくても安心して暮らせる共生のまち霧島市創造事業 報告書【PDF】

スクロール

霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン 令和4年12月発行
発行 霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン策定委員会

A4サイズ
34ページ

リーフレット

設置場所：市役所・ガイドライン策定委員協力機関・ 身寄りのない人の相談窓口 等



1 高齢者は「身寄り」がなくても安心して暮らすことができる 共生のまち

「身寄り」がないために住居・入居・異動入居・契約等における保証人の確保、契約や賃貸決定等の意思決定に関する判断、身の回りことや金銭管理といった日常生活に必要な諸業務、葬儀・火葬葬・遺体の整理といった死後対応の業務等があります。「身寄り」の有無にかかわらず本人はその業務がせられずとも準備が保証されている必要があります。

員会では「身寄り」がないことを前提として扱うのではなく、「身寄り」がいない人の権利と平等を保障することも目指し、「身寄り」がない人自身が主体的に自身の権利を保護し、支援者や事業者がチームで役割分担を行いつつ専門的支援を行います。

対象者

- 「身寄り」がない人、「身寄り」に頼れない人、「身寄り」に頼りたくない人
- 「家族」による支障が受けられない人

2 「手前をしないといけないうけど 問題をしてくれる人がいない」

次のような場合に連帯保証人・貸付保証人・賃貸借人・契約保証人等（以下、連帯保証人等、といいます。）が必要になる場合があります。

- アパート・マンション等の住居を借りるとき
- 就職するとき
- 病院に入院するとき
- 高齢者向けの施設等に入院するとき

問題で困る場合等には、自分自身で意思決定し、医療機関に対して同意を表明する必要があります。本人に意思がなかったり、認知症等のため判断能力が不十分であったりすると、多くの場合、本人の家族が本人の意思を補って本人代わりに同意を行っています。そのため、「身寄り」がない人は同意を行うことができます。同意に関することがあります。

3 「病気をしていたり障害や 手術をしたためにできることができない」

知能、病状、けが、認知症、災害等様々な理由により、連絡がとれない、買物に行けない、携帯電話が使えない、様々な手続きができない等、誰もが自分で自分の「身の回りのこと」ができなくなる場合があります。「身の回りのこと」ができなくなった場合は医師や相談窓口にご相談ください。

霧島市地域資源センター 一階
https://www.muroto-shi.jp/facility_information/
 コピーに際しては必ずお名前とご連絡先を記載しお持ちください
 電話番号 0995-45-1557

4 「けがをしたり認知症になつたりしてお金をおろしに行くことができない」

お金を使わずに自分の生活を送ることは極めて困難であり、自分の金銭は自分で管理することが当然の前提とされています。ところが、認知、病状、けが、認知症、災害等様々な理由により、誰もが自分で自分の金銭を管理することができなくなる場合があります。

5 「自分がもし死んだときのことが心配」

我が国では、葬儀・火葬・埋葬・遺体の処分等、人が亡くなった後の様々な対応は基本的に家族がすることになります。そのため、「身寄り」がいない人は死後について不安を抱えている場合が多くあります。また、「身寄り」がない人が亡くなった場合、その方に関わっていた関係の方が関係に困る場合があります。「身寄り」がない人、その方に関わる関係の方、医師に相談窓口にご相談ください。

6 「親が保証人になってくれないため就職が難しい」

就職の際には、親や家族に保証人になってもらうことが多くあります。「身寄り」がいない人は、就職の際に保証人になってくれない場合があります。そのため、就職が難しい場合があります。就職が難しい場合は、就職支援センターにご相談ください。

「身寄り」がない人の相談窓口

高齢者においては、前述の基本的考え方に基づいて、「身寄り」がない人自身が主体的に行動するとともに、「身寄り」がない人に関わる支援者・事業者がチームを形成し、協働して支援にあたることでできるより、「身寄り」がない人の相談窓口を以下のよう統一しました。

「身寄り」がない人、「身寄り」がない人に関わる支援者・事業者は、お電話にてご相談ください。また、お住まいの地域で、民生委員・児童委員が様々な相談を受けておりますので、ご相談ください。

「身寄り」がない人の相談窓口

- 本人が高齢者の場合
 霧島市高齢福祉課 高齢福祉グループ
 ☎ 0995-44-3704
 霧島市生涯学習センター
 ☎ 0995-45-7370
- 本人が若年者の場合
 霧島市生涯学習課 若年福祉グループ
 ☎ 0995-44-0255
 霧島市生涯学習センター
 ☎ 0995-73-7376
- 本人が子どもや児童・学生などのいる世帯の場合
 こども・若年福祉センター（第二グループ）
 ☎ 0995-64-0991
 若年福祉センター（第一グループ）
 ☎ 0995-42-1109
- 本人が生活困窮者、その他のお金
 こども・若年福祉センター（第一グループ）
 ☎ 0995-64-0991
- 障害者・障害者施設に就くこと
 障害福祉課 障害福祉グループ
 ☎ 0995-44-0904
- またほかの相談窓口は以下のとおりです。
 霧島市生涯学習センター
 ☎ 0995-45-1557

※お電話が通じない場合は、119番にかけられます。

ガイドライン対象者

1. 『身寄り』がない人
2. 『身寄り』に頼ることができない人
3. 『身寄り』に頼りたくない人
4. 『家族による支援』が受けられない人

基本的な考え方

1. 『身寄り』がないはすでに「スタンダード」
2. 『身寄り』がない人の尊厳と平等
3. 『身寄り』がない人の主体的行動
4. 支援者や事業者による権利擁護支援
5. チームによる支援と役割分担
6. 『身寄り』があってもなくても安心して暮らせる共生のまち霧島を目指して

目的は、霧島市における『身寄り』問題を解決し、霧島市を『身寄り』がなくても安心して暮らすことができる共生のまちに

主役は当事者
『身寄り』がない当事者の事前の意思表示
「つながり」と「互助」
「備え」



身よりがないことで困ることの対応例を掲載

1)	「保証人がいないためにアパートが借りられない、入院、入所ができない」 (連帯保証人・身元保証人・緊急連絡先等の問題)
2)	「手術をしないといけないけれど同意をしてくれる人がいない」 (福祉サービス、医療行為等の内容に関する意思決定の問題)
3)	病気をして買い物や手続きのためにでかけることができない」 (移動、買い物、通信、手続き等のいわゆる「身の回りのこと」)
4)	「けがをしたり認知症になったりしてお金をおろしに行くことができない」 (預貯金の払戻し、公共料金、入院費、施設利用料の支払い等の金銭管理)
5)	「自分がもし死んだときのことが心配」 (葬儀、遺体の引き渡し、遺品の処分等の死後事務)
6)	「親が保証人になってくれないため就職が難しい」 (「家族による支援」を受けることのできない若者の問題)



チーム支援と役割分担

対応における基本原則

本人・地域住民・支援者・事業者・行政の「チームによる支援」
 本人・地域住民・支援者・事業者・行政の「役割分担」



『身寄り』のない人に対する支援は、制度が存在しないため、担当する支援者が孤立し抱え込みがちです。そこで、チームを形成して支援を提供するようにします。

また、これまで家族が担ってきた支援を社会で行うものであり、支援内容が多岐にわたります。そこでチームの中で、役割分担を行って支援を提供します。

【 役割分担シート 】

本人氏名 霧島 太郎 様の支援シート

話し合いの日	令和 4 年 5 月 6 日	本人の参加	本人の参加
チームメンバー	氏名	霧島 太郎	本人
	関係・所属	ケアマネジャー	〇
	連絡先	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	連絡先	0995-〇〇-〇〇〇〇	
		関係・所属	〇
		連絡先	〇
		関係・所属	
		連絡先	

*チームリーダーには〇印をつけてください。
 (役割分担が必要な項目は〇に✓をつけてください)

1. 日常生活の課題

	こんなとき	相談窓口や支援者	支援内容
①	<input type="checkbox"/> (例) 骨折をして家事が出来なくなった。	(関係・所属)：ケアマネジャー (担当者)：霧島 茶子 (連絡先)：〇〇-〇〇〇〇	訪問介護事業所や短期入所等の介護保険サービスの調整
②	<input type="checkbox"/>	(関係・所属)： (担当者)： (連絡先)：	

2. 現状の課題

	こんなとき	相談窓口や支援者	支援内容
①	<input type="checkbox"/> (例) 身元保証人がおらず、アパートが借りられない	(関係・所属)：居住支援協議会 (担当者)：牧園 潤子 (連絡先)：〇〇-〇〇〇〇	身元保証・社会資源の活用
②	<input type="checkbox"/>	(関係・所属)： (担当者)： (連絡先)：	

8

『身寄り』がない人の相談窓口

***それぞれの窓口に、ガイドライン作成の目的と掲載内容の確認を行いました。
窓口の一本化は課題として残りました。**



- ◆ 本人が高齢者の場合
長寿・障害福祉課 長寿福祉グループ: ☎0995-64-0704
霧島市地域包括支援センター: ☎0995-48-7979
- ◆ 本人が障害者の場合
長寿・障害福祉課 障害福祉グループ: ☎0995-64-0855
霧島市基幹相談支援センター: ☎0995-73-7376
- ◆ 本人がこども・若者の場合や妊産婦・子どものいる世帯の場合
こども・くらし相談センター(第2グループ): ☎0995-64-0881
すこやか保健センター(第2グループ): ☎0995-42-1159
- ◆ 本人が生活困窮者、その他の場合
こども・くらし相談センター(第1グループ): ☎0995-55-4038
生活福祉課 ☎0995-64-0962
霧島市社会福祉協議会 成年後見センター ☎0995-45-1557
- ◆ 民生委員・児童委員に関すること
保健福祉政策課 政策グループ: ☎0995-64-0904
- ◆ まちかど介護相談所・まちかど丸ごと相談所(市内64か所)
(事務局) 地域密着型サービス事業者連合会
☎0995-48-8877

ガイドライン策定の経緯等

令和2年度

- ・介護保険サービス事業者から「身寄りがない方の支援」について、市へ体制整備の要望あり(9月)
- ・NPO法人つながる鹿児島等の協力のもと、市関係課、関係機関を対象に研修会の開催(10月)
- ・継続的に協議を行うために官民共同で構成する作業部会の設置(11月)

令和3年度

- ・身寄りがないことでの支援体制や困難事例対応の関係者等へアンケート調査実施(R2.12~R3.4)
- ・アンケート調査結果をもとに関係者等で勉強会実施(5月~3月)
- ・先進自治体(魚沼市社会福祉協議会)の担当者を講師として講演会実施(8月)
- ※関係者等:相談支援事業所、介護支援専門員、医療機関、高齢者施設等

令和4年度

- ・作業部会においてガイドライン案作成
- ・ガイドライン策定委員会(1回目7月、2回目10月、3回目12月)
- ・霧島市版ガイドライン・キックオフシンポジウム開催(2月)



氏名	策定委員 所属
	鹿児島県介護支援専門員協議会始良伊佐支部 居宅介護支援事業所ジョインフォース
	社会福祉法人山陵会 フラワーホーム
	鹿児島県医療ソーシャルワーカー協会 霧島市立医師会医療センター
	居住支援法人 社会福祉法人たちばな会 住まいサポートセンター霧島
	一般社団法人サツマスタ 代表
	公益社団法人 始良地区医師会 会長
	霧島市消防局 警防課救急救助係 係長
	霧島市民生委員児童委員協議会連合会 副会長
	鹿児島県看護協会 霧島市立医師会医療センター 看護部
	社会福祉法人霧島市社会福祉協議会 事務局長
	霧島市地域包括支援センター・霧島市基幹相談支援センター 所長
	日本司法書士会連合会 司法書士法人中央ライズアクロス
	日本弁護士会 国分隼人法律事務所
	鹿児島県精神保健福祉士協会 社会福祉法人たちばな会 地域生活支援センターオレンジの里
	始良地区薬剤師会 会長
	社会福祉法人政典会 住宅型有料老人ホーム和毘茶毘
	霧島市 生活福祉課 課長
	霧島市 保健福祉政策課 課長
	霧島市 こども・くらし相談センター 所長
	霧島市 長寿・障害福祉課 課長

氏名	作業部会 所属
	霧島市社会福祉協議会 成年後見センター 所長
	霧島市社会福祉協議会 成年後見センター
	霧島市社会福祉協議会 成年後見センター
	霧島市社会福祉協議会 地域福祉課 課長
	霧島市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係長
	霧島市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係
	霧島市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係
	霧島市地域包括支援センター 副所長
	霧島市地域包括支援センター
	霧島市基幹相談支援センター 相談支援係 主任
	鹿児島県医療ソーシャルワーカー協会/霧島市立 医師会医療センター
	霧島市 保健福祉政策課 政策グループ サブリーダー
	霧島市 長寿・障害福祉課 長寿福祉グループ 主幹
	霧島市 長寿・障害福祉課 長寿福祉グループ サブリーダー
	霧島市 こども・くらし相談センター 相談・支援第1グループ 主幹
	霧島市 こども・くらし相談センター
	一般社団法人サツマスタ
	一般社団法人サツマスタ

作業部会

- 令和2年10月：事業説明会
- 令和2年11月：委員選考・準備会
- 令和2年12月：作業部会設置



作業部会の様子



シンポジウムチラシ

- 令和2年度 全3回
- 令和3年度 全8回
- 令和4年度 全10回

時間：1時間半～2時間程度

- 令和3年8月：シンポジウムの開催
- 令和4年12月：策定
- 令和5年2月：キックオフシンポジウムの開催

霧島 官民連携

身寄りなくても暮らせる街へ

「地域、社会が家族に」

霧島市「身寄り」がなくても安心して暮らすためのガイドライン策定委員会

【主催】霧島市「身寄り」がなくても安心して暮らすためのガイドライン策定委員会

【共催】霧島市、社会福祉法人霧島市社会福祉協議会

【日時】令和5年2月18日(土) 13時30分～16時45分(受付13時～)

【会場】霧島市役所シビックセンター 多目的ホール

【開催方法】会場とZoomのハイブリッド開催

【お申込み】Googleフォームよりお申込み下さい。

地域共生社会の実現を目指して 霧島市版ガイドライン・キックオフシンポジウム

「身寄り」がなくても安心して暮らせる共生のまち霧島

＜プログラム＞

- 13:30 開会の挨拶
- 13:35 霧島市 中重真一市長
- 13:40 基調講演 厚生労働省 社会・保健局 地域福祉課長 田中 敬寿氏
- 14:30 霧島市「身寄り」がなくても安心して暮らすためのガイドラインについて 作業部会委員 加治屋 明日香氏 (霧島市地域福祉支援センター)
- 15:00 シンポジウム 「身寄り」がなくても安心して暮らせる共生のまち霧島

【シンポジスト】

- 公益社団法人 地域地区医師会 会長 佐藤 昭人氏
- 霧島市 生活福祉課 課長 藤田 富美代氏
- 社会福祉法人霧島市社会福祉協議会 事務局長 花堂 誠氏
- 霧島市民生委員児童委員協議会 会長 徳永 光和氏
- 【アドバイザー】 NPO法人つながる鹿児島 理事長 芝田 淳氏
- 厚生労働省 社会・保健局 地域福祉課長 田中 敬寿氏
- 【ファシリテーター】 一般社団法人サマスタ 代表 熊田尚文氏

開催日 2/18 (土曜日)

【問合せ先】事務局 一般社団法人 サマスタ 電話 (0995) 48-8877 担当 (奥井・西) 〒899-4346 鹿児島県霧島市国分町17-8 地域サポートセンター112こい内

「身寄り」がないから困っています... どうしたらいいですか...

『身寄り』がなくても安心して暮らせる 共生のまちを目指して

2021年 8月26日(木) 14:00～17:00 (受付は13:30～)

【開催日時】会場とZoomのハイブリッド開催

【開催場所】霧島市社会福祉協議会センター (霧島市役所 2階 市民ホール)

【参加料】無料

【お問い合わせ】事務局 一般社団法人 サマスタ 電話 (0995) 48-8877 担当 (奥井・西) 〒899-4346 鹿児島県霧島市国分町17-8 地域サポートセンター112こい内

アンケート調査（霧島市内）

実施方法：Google Form及びFAX

期 間：R2年12月～R3年7月

調査①：在宅支援（地域包括支援センター、地域密着型サービス事業者連合会から依頼）
・地域密着型サービス事業所・地域包括ケアライフサポートワーカー
・地域包括支援センター・社会福祉協議会・市役所等

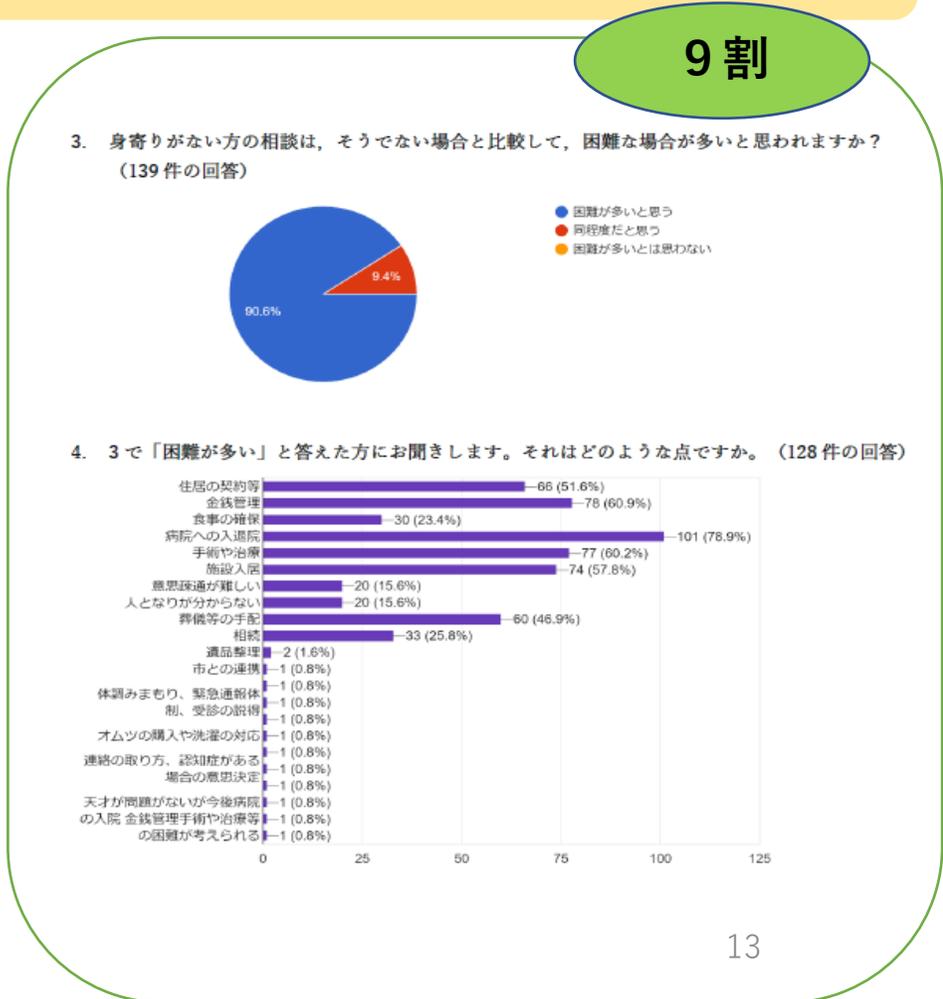
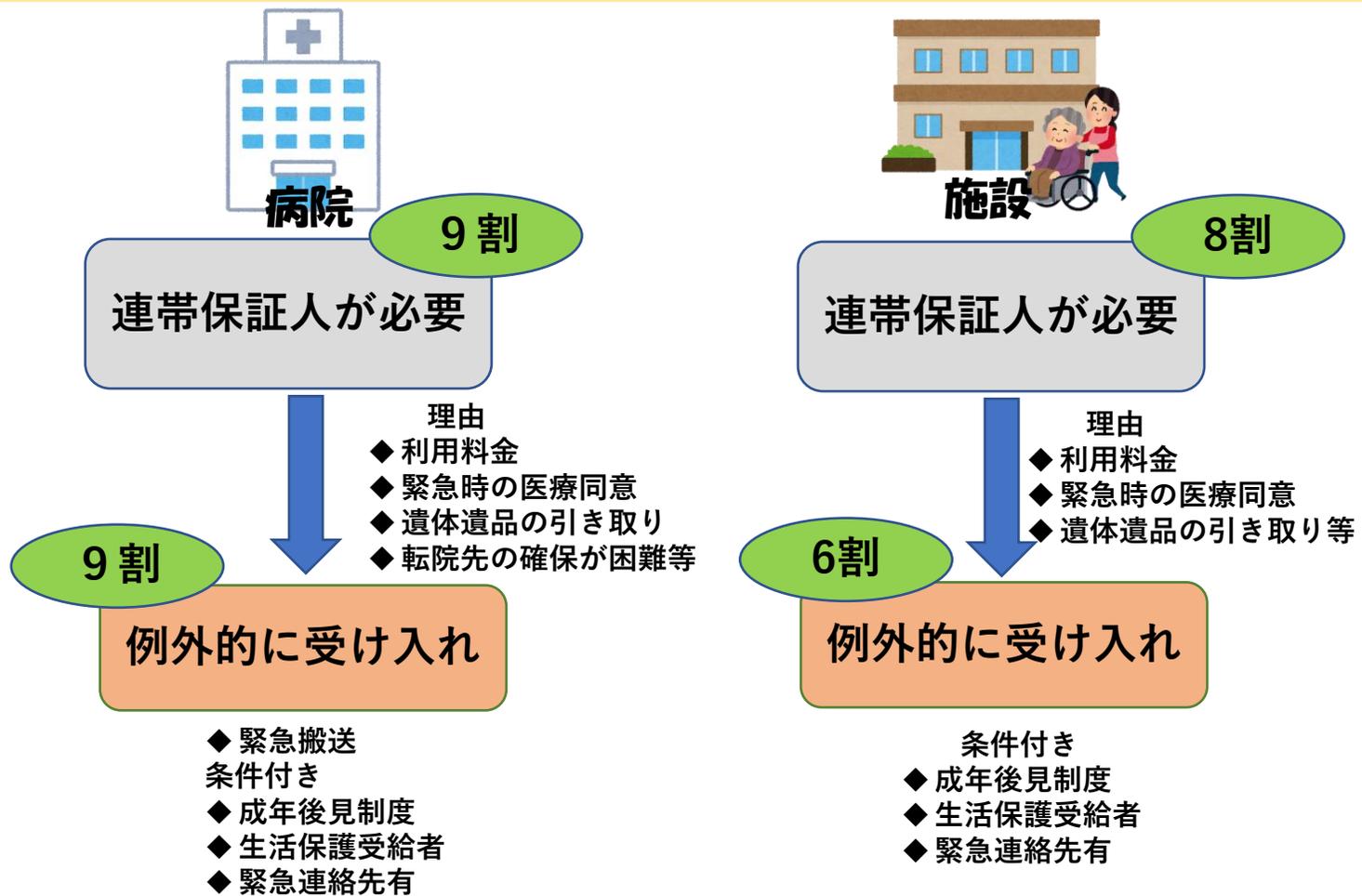
調査②：高齢者入所施設（長寿・障害福祉課から依頼）
相談員・介護支援専門員・事務職等

調査③：病院・クリニック（長寿・障害福祉課から依頼）



アンケート結果から

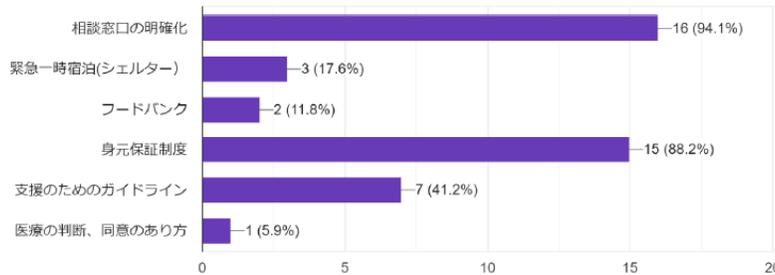
身寄りがない方の支援は、特に入院、入所、住居の連帯保証、金銭管理、葬儀に対し困難が多いと感じている



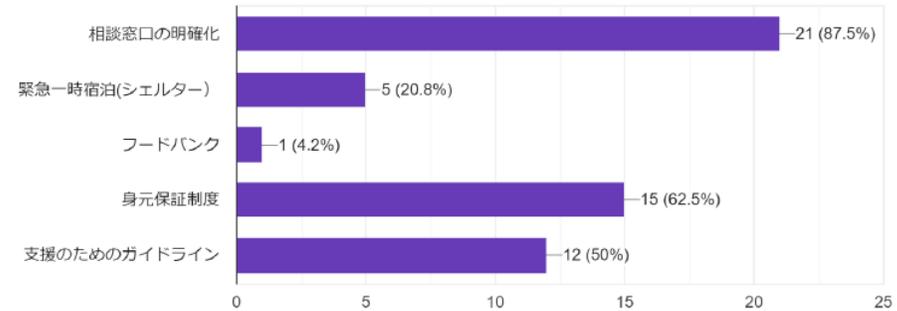
アンケート結果から

設問「身寄りのない方に対する支援について、どのような支援や制度が必要と考えるか？」

6. 「身寄り」がない方に対する支援について、どのような支援や制度が必要だとお考えになりますか？（複数回答）（17件の回答）



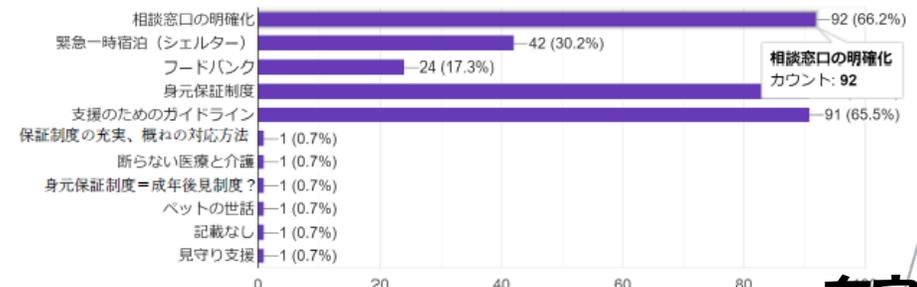
5. 「身寄り」がない方に対する支援について、どのような支援や制度が必要だとお考えになりますか？（複数回答）（24件の回答）



回答者の大半が、身元保証制度や相談窓口の明確化、支援のためのガイドラインを希望した。



5. 「身寄り」がない方に対する支援について、必要と思われる支援等を教えてください。（139件の回答）



勉強会（一般社団法人サツマスタによる開催）

日付	内容
R3, 4/19	始良伊佐地区『身寄り』問題意見交換会
5/26	第1回勉強会 『身寄り』問題に関する取り組みについて（総論） ①霧島市におけるアンケート調査結果 ②『身寄り』問題とは ③社会福祉推進事業『身寄り』のない人を地域で受け止めるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業について
6/24	第2回勉強会 『身寄り』各論① 連帯保証問題 ①住宅の連帯保証問題 NPO法人やどかりサポート ②病院・施設の連帯保証問題 霧島市地域包括支援センター ③成年後見制度について 霧島市成年後見センター ④『身寄り』のない方の後見業務 司法書士
7/29	第3回勉強会 『身寄り』各論② 医療に関する意思決定の問題 ①問題点提起 事例報告 鹿児島県医療ソーシャルワーカー協会 医療決定に関する法律の解説 ②解決の方向性について 国のガイドラインの解説 NPO法人つながる鹿児島 ACPについて 鹿児島県医療ソーシャルワーカー協会
9/14	第4回勉強会 愛知県江南厚生病院の取り組みに学ぶ（地域医療機関ガイドラインに関するオンデマンド配信の事前視聴に基づく意見交換）
11/15	第5回勉強会 『身寄り』各論③ 死後対応 ①現状における対応事例 霧島市地域包括支援センター ②今後求められる形の対応事例 一般社団法人サツマスタ ③死後対応にまつわる問題点の整理 NPO法人つながる鹿児島
R4, 1/27	第6回勉強会 「身寄りなし問題を考える研修会」 身寄りなし問題研究会（新潟県）
3/9	第7回勉強会 「医療現場における身寄りなし問題」 済生会神奈川県病院医療福祉相談室長（神奈川県）

令和4年度 ガイドライン策定委員会

(一般社団法人サツマスタによる開催)

回	日付	内容
1	7/4	①『身寄り』がなくても安心して暮らせる共生のまち霧島市創造事業これまでの取組み報告 ②意見交換 ③今後の予定
2	10/14	①他市町村の事例について（新潟県魚沼市） ②質疑応答 ③霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン（案）説明 ④質疑応答 ⑤今後の予定
3	12/26	①霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン（案）説明 ②質疑応答 ③今後の予定

【アドバイザー】

氏名	所属
芝田 淳	NPO 法人つながる鹿児島 理事長
上園 卓哉	NPO 法人つながる鹿児島 事務局員



霧島市地域包括支援センターの身寄り問題の取り組み経緯

H30

◆地域包括支援センターで「身元保証等がない方への支援について」マニユアル作成を行う。

医療機関や福祉施設に配りたい！
市発行になると時間がかかる。
包括の**研修資料**なら配れる！



R1

◆医療機関・障害福祉施設・介護保険入所施設・在宅支援・地域向けに、研修会を実施し、身寄り支援マニユアルを配布。



一時話題になったけど、
忘れ去られる。なぜ？
単独ではなかなか拡がらない。
行政が出すことに意味がある？



R2

◆一般社団法人サツマスタが、
身寄り問題に手を挙げる。

包括も一緒に取り組む。



R3

検討を重ねた結果、市で発行できない。



R4

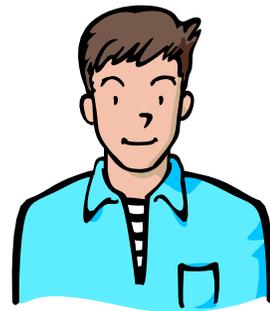
◆官民協働で身寄りガイドライン発行

霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー（以下LSW）（59人 R7.8月現在） （霧島市地域密着型サービス事業者連合会に養成を委託）

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築の推進、及び制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現に資するため、日常生活圏域ごとに霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーを配置し、もって地域に密着した相談・生活支援体制の構築を目的とする。

- ・資質向上（6か月間8回の研修）
- ・地域づくりの拠点化
- ・地域福祉のキーパーソン
- ・地域の相談拠点
- ・地域包括支援センターのブランチ

研修終了 → ライフサポートワーカー → 市認定の介護相談所



資格証交付
ライフサポートワーカー



平成24年度	第一期生を養成	(35名受講)
平成25年度	第二期生を養成	(19名受講)
平成26年度	第三期生を養成	(27名受講)
平成27年度	第四期生を養成	(30名受講)
平成28年度	第五期生を養成	(34名受講)
平成30年度	第六期生を養成	(21名受講)
令和 3年度	第七期生を養成	(18名受講)
令和 5年度	第八期生を養成	(12名受講)
令和 7年度	第九期生を養成	(196名養成)

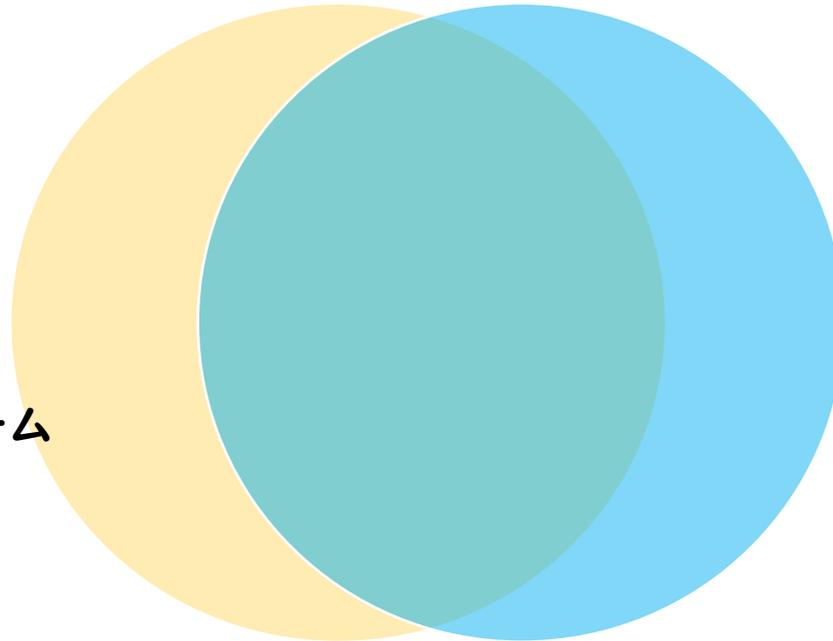
地域密着型サービス事業者連合会とLSWの関係性

地域密着型サービス事業者連合会
～行政のパートナーとして～

65事業所

(賛助会員含む)

- ・小規模多機能ホーム
- ・看護多機能ホーム
- ・グループホーム
- ・認知症ディサービス
- ・地域密着型ディサービス
- ・小規模特別養護老人ホーム
- ・社会福祉協議会
- ・地域包括支援センター
- ・賛助会員



46事業所

59人

- ・地域密着型サービス事業者
- ・高齢者施設
- ・医療機関
- ・居宅介護支援事業所
- ・障害福祉事業所
- ・社会福祉協議会
- ・地域包括支援センター

地域包括ケア・ライフサポートワーカー
～伴走支援の一員として～

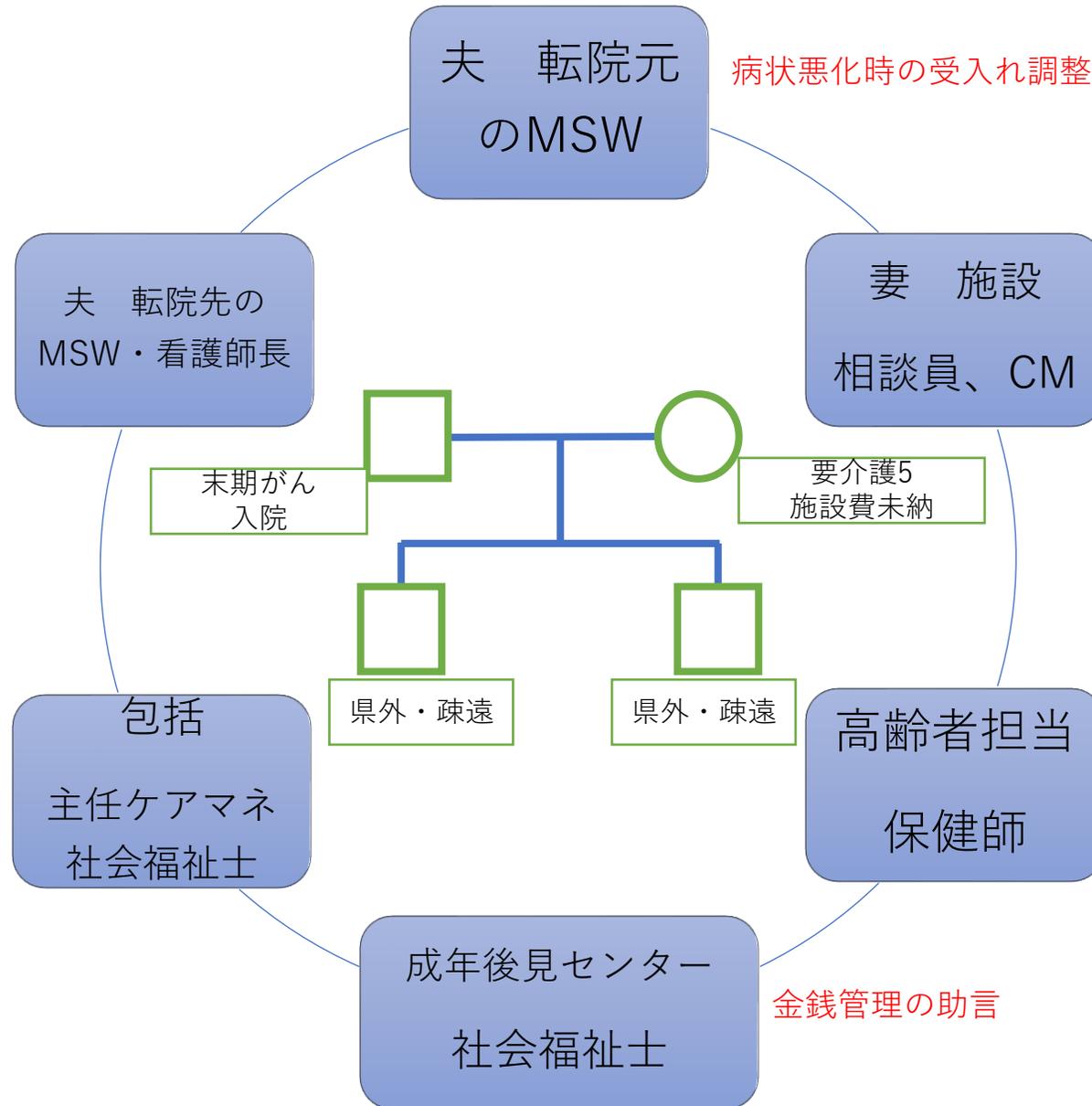
「みる・つなぐ・うごかす」を活かして

- 「ガイドラインを行政主体で作ってほしい」「難しそうだな・・・」
- 行政で作ってほしい・・・信用性、普及力があると。でも、この事業を取り組む根拠がない。
- 作業部会を開始し、2年目になると、ガイドライン策定委員会を立ち上げてと要望。
- 要綱、予算、課内、部内、庁内の理解・・・どこの部署がコーディネート機能を図るべきか。
- 作業部会員は勉強会も重ね「ガイドラインを作りたい」という目標に向かっている。
- とうとう民間側から策定委員会を設置するので行政も出席して欲しいという流れに変わる。
- **現場が困っている。困難事例でバーンアウトの実態。支援者が困らないように、当事者も勇気がもらえるようなガイドラインは必要である。**
- 課内、部内の理解を得られるよう協議の場を設け、上司に導いてもらえた。
- 「行政だけじゃ何もできない」・・・**官民協働**で策定して結果的に良かった。
- これまで、**介護保険事業計画の策定、「私のアルバム」の作成、「みまもりあいアプリ」の普及、「地域のひろば」等の介護予防の推進、地域包括ケア・ライフサポートワーカーの養成などで、医師会等、介護事業者等、社会福祉協議会等の福祉事業所等の関係機関と一緒に構築してきた延長線に、今回のガイドラインの策定につながったとも考えられる。**

事例1 身寄りがない夫婦

【参加者】

長く生存できないと医師から。病院としては患者の命は救うが、行政は福祉の役割をしっかりと果たすように。
夫の病状の窓口



社協の金銭管理の対象としないなら金銭管理をどうしたらいいのか。
支払いの整理、法律相談、生活保護申請

施設職員の伴走支援
面談への同席

市役所内の調整

金銭管理の助言

庁内等の調整（長寿・障害福祉課）

- 生活福祉課 生活保護申請
- 市消費者センター 借金の援用手続き
- 市民課 戸籍照会は法的根拠がないためできない
- 保健福祉政策課 葬儀の手続き
- 収納課 分納の相談
- 上下水道総務課 未払い分の請求書発行
- 環境衛生課 ごみ処分の相談
- 保険年金課 後期高齢者医療 夫の限度額認定証の発行、高額療養費の受け取り
- 保険年金課 未支給分の年金の受け取り
- 長寿・障害福祉課 介護 妻の限度額認定証の発行
- 他、ガス、くみ取りへの連絡（電気、電話は本人から）

アパートの片付け等

- 市役所、包括、施設、LSW、清掃業者 合計10人集合
- LSWが2トントラックを貸し出す
- スーツをビニールに覆い、大事にしまっていた。最期のために2着選ぶ。
- 写真がたくさん出てくる。
- スーツと写真を妻のベットサイドへ。妻にスーツを選んでもらう。
- 施設職員がクリーニングへ出し、夫が入院する医療機関へ持って行く。

事例2 支援者がいない妊婦

妊婦：20代 療育手帳所持者 高リスク妊婦

■ 産婦人科から、妊娠中期で初診で診察費が払えない、収入がないので今後生活ができないと訴えている妊婦がいると情報提供あり。

■ 妊婦と連絡をとり自宅で母子健康手帳発行。

■ 体重が増えた事には気づいていたが妊娠とは思っていなかった。パートナーに妊娠しているのではないかとと言われて受診をした。

■ 実家とは疎遠で妊娠した事も伝えたくない、パートナーも当てにならない。借金もあり収入がないので生活できないと訴えがあった。生活保護の申請に同行。

■ 居住アパートが単身世帯向けであること、生活保護基準より家賃が高いため新しい住居を探す必要があり、居住支援法人に依頼。

■ 関係機関で情報共有をして連携して支援する必要があると考え、情報共有会を開催。【参加者】本人、こども・くらし相談センター、生活福祉課、居住支援法人、基幹相談支援センター、すこやか保健センター

■ 子育て世帯訪問支援事業所が毎週1回訪問及び通院支援。

■ 障害福祉サービスの申請、特定計画相談支援事業所につながる。

■ 住居探しは断念し、出産後の赤ちゃんとの過ごし方について本人へ確認。本人からは、赤ちゃんとの生活環境が整い次第なるべく早く引き取りたい。

■ こども・くらし相談センター、児童相談所と面談。

■ 産婦人科と連携について、身元引受人について確認目的で情報共有会の実施。

■ 無事出産となる。児は産後すぐに施設入所となる。

霧島市子育て世帯訪問支援事業のご案内

家事、育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊娠婦、ヤングケアラーなどがいる家庭を訪問し、家事、育児などの支援を行います。

利用できる方

- ・霧島市に居住し、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊娠婦のいる家庭で、訪問支援が必要なご家庭
- (例) ・食事や生活環境について支援を必要とする家庭
- ・若年妊娠や出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦のいる家庭
- ・家事や家族の世話・介護で、子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーのいる家庭 など



支援内容

- ・家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポートなど）
- ・育児・養育支援（育児のサポート、保育所等への送迎、お風呂の見守り、外出時の補助など）

利用方法

- ・こども・くらし相談センター又はすこやか保健センターに連絡し、面談を受ける。
- ・利用申請を提出し、利用の決定を受ける。
- ・市・事業者と一緒に支援計画を立てる。
- ・訪問支援を受ける。

利用回数等

- ・1日当たり2時間以内とする。
- ・年48時間を上限とする。
- ・ただし市が特に必要と認める場合は必要時間とする。

利用者負担額

世帯区分	1時間当たりの利用者負担額		
	1年間の利用時間のうち48時間以内	1年間の利用時間のうち48時間を超え96時間以内	1年間の利用時間のうち96時間を超えた分
生活保護世帯等※	0円	0円	0円
その他世帯	500円	500円	500円

※生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税所得割77,101円未満世帯



【申込・問合せ先】 霧島市役所
 ・こども・くらし相談センター：tel.0995-64-0881
 ・すこやか保健センター：tel.0995-42-1159

R6.8月～
 小規模多機能ホーム
 (LSW) が子育て世帯の家事支援に参加

事例3 豪雨災害において



被害状況（8月27日時点：調査途中値）

人的被害	軽傷3人
住家被害	全壊7件
	床上浸水583件 床下浸水371件
避難者数	最大101人（8日時点）
道路被害	市道 194カ所
	林道 62路線
橋梁被害	2件

8月8日（金）未明の豪雨による災害、浸水により交通網はパニック、床上、床下浸水は泥も含み、4日間の断水と、大変な被害でした。保健センターでは、8月10日（日）から避難所への訪問を開始しました。首まで水に浸かって救助を待ったという体験も聞かれました。避難者の中には、障害者を含む家族、高齢者を含む家族もおられ、頼れる人は誰もおらず、避難所での生活は不安と疲労から苦痛となりました。そんな中、民間シェルターの提供に大変助けられました。